

大和市条例第15号

大和市市営住宅条例の一部を改正する条例

大和市市営住宅条例（平成9年大和市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「昭和26年建設省令第19号」の次に「。以下「省令」という。」を加える。

第13条第2項中「公営住宅法施行規則第11条」を「省令第12条」に改める。

第14条第1項ただし書中「よる」の次に「報告の」を加え、「市営住宅の入居者」を「当該入居者」に改め、同条第4項中「から第1項」の次に「又は前項」を加え、「申し込み」を「申込み」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 市長は、入居者が次条第1項各号のいずれにも該当すると認める場合は、第1項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の毎月の家賃を、毎年度、令第2条に規定する方法により定めることができる。

第15条第1項に次のただし書を加える。

ただし、市長が次の各号のいずれにも該当すると認める場合は、この限りでない。

- (1) 省令第8条に掲げる者であること。
- (2) 収入を申告することが困難な事情があること。
- (3) 第36条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情があること。

第15条第2項中「第8条」を「第7条」に改め、同条第3項中「申告」の次に「又は省令第9条に規定する方法により把握した収入」を加える。

第31条第1項中「第14条第1項」の次に「又は第4項」を加える。

第33条第1項中「及び」を「若しくは第4項又は」に改める。

第69条中「前項」を「前条」に改める。

附 則

この条例は、平成30年7月1日から施行する。